

国立水俣病総合研究センター

科学研究助成事業－科研費－に係わる不正防止計画

平成 22 年 10 月 1 日

平成 27 年 3 月 12 日一部改訂

平成 28 年 7 月 14 日一部改訂

1. 目的、基本方針及び適用範囲

(1) 目的

本計画は、「国立水俣病総合研究センター科学研究費助成事業－科研費－の適正な運営・管理及び不正防止に関する規程、平成 21 年 1 月 5 日決定」に基づき、故意又は過失に限らず不正を発生させる要因の実態を把握し、その要因を除去し、抑止機能のある環境・体制の構築を図ることにより、科学研究費助成事業－科研費－（以下「科研費」という。）の適正な運営・管理を確保するとともに、不正使用等を未然に防止することを目的とし、策定する。

科研費の執行については、国立水俣病総合研究センター（以下「国水研」という。）の関係諸規程、細則等及び科研費の制度が定める各種手続き等を遵守するとともに、本計画に沿って実施する。

(2) 基本方針

科研費の不正防止は次の各号を基本方針として取り組むものとする。

- 一 不正防止対策に関する責任体制の明確化
- 二 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
- 三 研究費の適正な運営・管理のための具体的実施事項
- 四 不正使用に関する情報伝達体制の確保
- 五 実効性のある監査体制の整備

(3) 適用範囲

本計画は、国水研において科研費を用いた研究を行う場合に適用し、当該研究を行う研究者及びその経理等に従事する職員及び非常勤職員（以下「職員等」という。）に対して適用する。

2. 不正防止計画

(1) 責任体制の明確化

- ①最高管理責任者は所長とし、国水研全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う。
- ②統括管理責任者は主任研究企画官とし、科研費の運営・管理について国水研全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- ③最高管理責任者は、不正を防止し、科研費の適正な運営・管理を図るため、統括管理責任者が責任をもって科研費の運営・管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(2) 科研費に関し不正を発生させる要因の把握

科研費の管理、経理及び受領に関する事務は総務課経理係（以下「経理係」という。）が行い、科研費に係る収支簿を作成し、執行状況を把握のうえ、適正かつ計画的に執行し、その際、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、状況を体系的に整理し評価して、計画の具体的な実施事項に反映させる。

(3) 関係者の意識向上

職員等に対し、全体会議等を通じて、不正防止計画等の周知・徹底を図る。

(4) 具体的実施事項

①直接研究費

i) 諸謝金

研究補助等の従事者の雇用については、事前に総務課庶務係と協議し、その勤務実態については、出勤簿等により随時確認を行う。

ii) 旅費

出張旅費について、出張内容の分かる書類等により出張の事実確認を行う。

iii) 調査研究費

物品等（備品費、消耗品費、印刷製本費、雑役務費等）の発注は、経理係の審査後に原則として経理係が行う。

②委託費

委託業務契約が必要な場合には、事前にその内容について経理係に協議を行い、発注は原則として経理係が行う。

③立替払

やむを得ない事由があり、立替払いを行う必要がある場合には、事前にその内容について経理係と協議を行う。

(5) 相談窓口

国水研の科研費の取扱いに関する事務処理手続き及び使用に関するルール等についての国水研内外からの相談を受け付ける相談窓口は主任研究企画官とし、効率的な研究遂行のための適切な支援を行う。

(6) 通報等の窓口

国水研内外からの科研費の不正使用に関する情報の通報窓口は、総務課長とする。

(7) 内部監査体制

最高管理責任者は、科研費の適正かつ効率的な運営・管理に資するため、内部監査を実施要領に基づき実施する。

3. 不正防止計画の見直し及び公表

不正を発生させる要因の把握とその分析を進めるとともに、環境省、文部科学省等からの情報提供や他の研究機関における対応等を参考にしつつ、必要に応じ、計画の見直しと修正を行い、国水研のホームページに掲載、公表する。

以上